

○高砂市奨学金支給条例

昭和49年4月3日高砂市条例第2号

改正

昭和50年4月1日高砂市条例第13号

昭和59年3月29日高砂市条例第12号

昭和62年3月31日高砂市条例第6号

平成2年3月31日高砂市条例第11号

平成5年3月31日高砂市条例第12号

高砂市奨学金支給条例

(目的)

第1条 この条例は、進学の意欲と能力を有するにかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して奨学金を支給することを目的とする。

(支給の対象)

第2条 奨学金の支給は、市内に住所を有し、高等学校に在学する者で教育委員会（以下「委員会」という。）において学資の支弁が困難であると認めた生徒を対象とする。

(奨学金の額)

第3条 奨学金は、生徒1人に対し月額8,000円とする。

(奨学金の返還)

第4条 事実を偽りその他不正の手段をもつて奨学金の支給を受けた者は、その額を一時に返還しなければならない。

(機関への委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の際、高砂市奨学資金貸与条例（昭和30年高砂市条例第27号）に基づき、すでに奨学資金の貸与を受けている者は、この条例による奨学金の支給を受けたものとみなす。
- 3 高砂市奨学資金貸与条例（昭和30年高砂市条例第27号）は、廃止する。

附 則（昭和50年4月1日高砂市条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（昭和59年3月29日高砂市条例第12号）

- 1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の高砂市奨学金支給条例第3条の規定は、昭和59年4月以後の月分の奨学金について適用し、同月前の月分の奨学金については、なお従前の例による。

附 則 (昭和62年3月31日高砂市条例第6号)

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の高砂市奨学金支給条例第3条の規定は、昭和62年4月以後の月分の奨学金について適用し、同月前の月分の奨学金については、なお従前の例による。

附 則 (平成2年3月31日高砂市条例第11号)

- 1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の高砂市奨学金支給条例の規定は、平成2年4月以後の月分の奨学金について適用し、同月前の月分の奨学金については、なお従前の例による。

附 則 (平成5年3月31日高砂市条例第12号)

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の高砂市奨学金支給条例の規定は、平成5年4月以後の月分の奨学金について適用し、同月前の月分の奨学金については、なお従前の例による。